

第9章 | 生活福祉資金制度

1 事業概要

①生活福祉資金

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行い、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉制度である。

ぷらっとホームでは、下記の各種貸付について、申請者と貸主である東京都社会福祉協議会の間立ち、申請要件の確認を始めとする相談支援や申請書作成の支援などを行っている。

また、貸付後も償還(返済)事務や借受人からの償還に向けた相談を受け、必要に応じて民生委員や福祉関係機関との連携を図っている。

■福祉資金

具体的な利用目的(出産・葬祭に必要な経費、住宅移転など)に必要な経費、障害者用自動車の購入などがある場合に、該当する資金の貸付を行う制度で、原則、未払い・未契約の費用が貸付対象となる。

■教育支援資金

資金を貸付することにより、進学や修学の継続を支援し、世帯の将来的な自立につなげることを目的としている。

修学中から卒業後に就職して返済を終えるまで、継続的に相談支援する制度で、修学する本人が資金の借受人になり、世帯の生計中心者が連帯借受人となって資金の貸付を行う。

■緊急小口資金

所得の少ない世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的としている。

緊急かつ一時的に困窮している世帯が、資金の貸付によってその後の生活及び返済の見通しが立つ場合であって、一時的に生活困難となった理由が、定められた貸付対象理由に該当する場合に対象となる。

■総合支援資金

離職・減収のため日常生活において全般的に困難を抱えた「世帯」の生活の立て直しのために、継続的な相談支援と貸付を行う制度で、再就職後に借金(貸付金)の返済という負担を伴うことから世帯全体の生活状況を詳細に把握し、適切か判断した上で貸付する。

■不動産担保型生活資金

自己所有の不動産(土地・建物)に、引き続き将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸付する制度である。

②生活福祉資金(特例)

コロナ禍で収入が減少し生活に困窮する方の支援策として、令和2年3月25日から令和4年9月末まで緊急小口資金および総合支援資金の特例貸付が実施された。

ぷらっとホームは、申請受付事務を行うとともに、申請や償還に関する問合せや相談対応、償還猶予申請の意見書作成なども担っている。

■緊急小口資金

対 象：コロナ感染症の影響を受け、休業などにより収入が減少し、緊急かつ一時的な生活維持のために貸付を必要とする世帯。

貸 付 額：20万円(一括交付)

据 置 期 間：1年以内

返 済 期 間：2年以内(24回以内)

償 還 計 画：1～23回目8,330円、24回目8,410円

連帯保証人：不要

利 子：無利子

■総合支援資金(初回)

対 象：コロナ感染症の影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯。

貸 付 額：二人以上世帯 月額20万円以内

単身世帯 月額15万円以内

貸 付 期 間：3か月以内

据 置 期 間：1年以内

返 済 期 間：10年以内(120回以内)

償還計画例：二人以上世帯(借入額60万円)月額5,000円

単身世帯(借入額45万円) 月額3,750円

連帯保証人：不要

利 子：無利子

2 実施状況

①生活福祉資金

表28のとおり、令和4年度は他の資金と比較して件数の多い教育支援資金が更に増加した。

表28)生活福祉資金貸付実績(決定) ※()内は令和3年度実績

	令和4年度	
福祉資金・教育支援資金	58	(59)
緊急小口資金	2	(0)
総合支援資金	0	(0)
不動産担保型生活資金	0	(0)
要保護世帯不動産担保型生活資金	0	(0)

②生活福祉資金(特例貸付)

令和4年度は、コロナ感染症の落ち着きや、予防対策を行いながら社会・経済活動を継続させるという方針もあいまって表29のとおりとなった。

総合支援資金の延長、再貸付は令和3年度中に終了しており、緊急小口資金、総合支援資金の初回は令和4年9月末の受付終了まで一定の件数があった。

一方で、償還困難者に対する相談に対応する中で、償還猶予や少額返済については償還猶予申請に向けた意見書の作成を行うとともに、自立相談支援への繋ぎを丁寧に行うなどした。

表29)生活福祉資金特例貸付実績(受理) ※()内は令和3年度実績

	令和4年度	
緊急小口資金(特例貸付)	1,033	(4,122)
総合支援資金(特例貸付・初回)	933	(4,025)
総合支援資金(特例貸付・延長)	0	(1,950)
総合支援資金(特例貸付・再貸付)	0	(5,230)
償還猶予意見書作成	68	(-)

3 今後に向けて

コロナ禍で特例の貸付や給付金など、大規模に展開された影響もあってか、特例が終了した現在でも貸付に関する問合せや相談が多くなっているが、その中でも現在の貸付制度の利用を必要とされる方々に正しい情報が届くよう、広報を積極的に行っていく。

その上で、借受者も含めて、寄せられた相談に対しては、丁寧に話を聞き、必要な手続きを滞りなく進めるとともに、単に資金の貸付や償還に留まるのではなく、自立相談支援へのつながりも含めて、包括的に支援を行うように取り組んでいく。

第10章 | 受験生チャレンジ支援貸付事業

1 事業概要

受験生の学習塾などの費用、各種受験対策講座や通信講座などの受講料、高校・大学などの受験費用について貸付(無利子)を行い、一定所得以下の世帯の子どもを支援している。

①対象者 中学校3年生・高校3年生・またはこれに準じる方※
ただし、以下の要件を満たす必要がある。

- ・借入申込者が世帯の生計中心者(18歳以上)である
- ・世帯(父母等養育者)の総収入または合計所得金額が一定基準以下である
- ・世帯員の預貯金等資産の保有額が600万円以下である
- ・世帯員が現在居住している、または生計維持のため必要とされる田畑など(収入要件内)以外の土地や建物を所有していない
- ・都内に引き続き1年以上在住(住民登録)している
- ・生活保護受給世帯の世帯主または世帯員でない
- ・暴力団員が属する世帯の構成員でない

②貸付金の種類

■学習塾等受講料貸付金

貸付限度額:200,000円(上限)

■受験料貸付金

(中学校3年生・またはこれに準じる方)

貸付限度額等:27,400円(上限)

1度の貸付で4校(回)分まで、1校(回)あたり23,000円まで
(高校3年生・またはこれに準じる方)

貸付限度額等:80,000円(上限) 学校数など制限なし

※準じる方とは高校・大学等中途退学者、高等学校卒業程度認定試験合格者、定時制高校4年生、浪人生(申込年度4月1日に20歳未満)。

※1人の子どもに対し、複数年度に渡る利用不可。

<償還免除>

貸付金を適正に使用した領収書などを提出し、貸付対象となる高校や大学などへ入学した場合、免除申請書の提出により返済が免除される。また、その他にも償還免除の適格要件に該当する場合、審査により返済免除となる場合もある。

2 実施状況

令和4年度は、所得基準上限額の見直しや連帯保証人の廃止など、申込要件の緩和があった中で、広報活動も積極的に取り組んだ結果、表30のとおり全般的に実績が増加した。

表30) 受験生チャレンジ支援貸付実績 ※()内は令和3年度実績

	令和4年度	
学習塾など受講料(中3)申請受付件数	172	(102)
学習塾など受講料(高3)申請受付件数	93	(71)
受験料(中3)申請受付件数	159	(99)
受験料(高3)申請受付件数	119	(93)
貸付決定件数	538	(362)
免除決定件数	351	(386)

3 今後に向けて

受験生チャレンジ支援貸付事業については、令和4年度の要件緩和により対象者数が増加している中で、事業の利用を必要とする方が滞りなく利用できるように、より一層の広報

周知の強化を図るとともに、迅速に事務処理を進めることのできる体制を構築する。

第11章 | 食料品・生活用品支援

1 事業概要

ぷらっとホームの相談者の中には、経済的な面での課題を抱え、食料をはじめ生活用品などを用意できない、または使用を控えているなどの状況にある方も少なくない。

そうした中で、ぷらっとホームでは従来から食料支援を行ってきたが、コロナ禍で支援を要望する多くの声を受けて、生活用品の支援も開始し、現在は種類も増加して実施している。

2 実施状況

ぷらっとホームの食料品・生活用品支援は目的ではなく、支援における1つのツールとして位置づけており、食料品や生活用品を必要とする背景にある生活課題へのアプローチを行う契機となったり、支援継続のための意欲喚起につながったりす

ることが見込まれる。

具体的には、ぷらっとホームでは以下の3つの方法で食料品・生活用品支援を行っている。

① フードバンク

緊急対応として、所持金が無く、今日明日の食料確保が困難な状況にある方などを対象に、世田谷区社会福祉協議会が会員会費や歳末助け合い募金などを活用して購入した食料を活用し、2～3日分を1セットとにして、原則1人1回までの利用として提供している。

表31のとおり、コロナ禍でフードパントリーなどの支援の活用が広がる中で、フードバンク利用はあくまで緊急対応であり、特に令和4年度は利用数が減少した。

表31) フードバンク事業実績 ※()内は令和3年度実績

	令和4年度
支援件数	85 (180)

4 生理用品の提供

コロナ禍においては、経済的な理由などで生理用品が入手できないことを指す「生理の貧困」の問題について、様々な媒体で取り上げられる機会が多くなっていて、ぷらっとホームでは、企業・区民・世田谷区などから寄付を受けて生理用品を来所者に配布する事業を開始した。

配布する際は中身が見えないように配慮し、希望を申し出にくい方向けに意思表示用のカードを用意したり、受付職員から積極的に声掛けをしたりするなどの対応を行っている。

表35のとおり令和4年度は337件の配布を行い、潜在的に生理の貧困が多く存在していることを痛感する結果となった。



配布用生理用品・希望カード

表35) 生理用品配布実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
配布数	7	31	16	44	22	24	21	12	43	33	43	41	337

5 くるくるひろば

ぷらっとホームの受付スペースの一部を活用し、家に置いてある使用する見込みのない物品などを利用者や支援者らが持参して置いていき、それらの物品を必要としているぷらっとホームの利用者が持ち帰るという循環型の取組みを行っており、事前連絡や職員への断りなしに、誰もが気兼ねなく自由に利用できるということを原則としている。

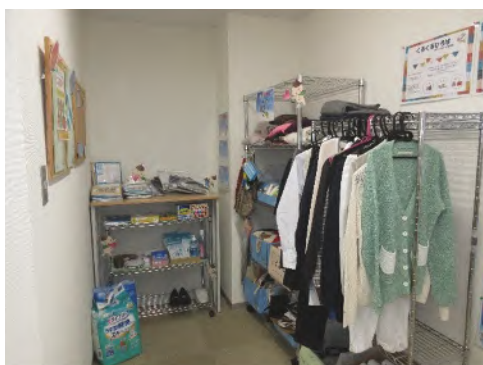
また、コロナ禍で生活困窮の話題が、マスコミなどで取り上げられる機会が増加した影響もあり、地域住民からの日用品などの寄付が増えており、最近では、食器、衣類、靴、小型家電、文具、コロナ感染症対策関連用品(消毒液・マスクなど)、寝具、歯ブラシ、ヘアブラシなどが置かれている。

利用される方はくるくるひろばを目的に来所する方だけ

でなく、ぷらっとホームに相談のために来所された方が、待ち時間に置かれている物を眺めて必要なものがあれば持ち帰る様子が見られている。

【くるくるひろば】～運営上の主な工夫～

- 安全や衛生上の観点から、食品やハサミなどの危険物の提供はお断りしている。(随時に職員が確認し、該当品を発見した場合は回収する。)
- 持ち帰り用に、紙袋を用意している。
- 大型の物品は写真のみ掲示し、受け取り(運搬を含む)は希望者自身で行う。
- 必要なものがある場合、リクエストをメモに書いて貼るスペースも用意している。



くるくるひろばの様子①



くるくるひろばの様子②

3 今後に向けて

生活困窮者が増加し、抱える課題も複雑化する中で、以前に比べ生活状況もより一層悪化している方が多く、相談者の状況に応じて各種の食料・生活用品支援を活用する機会は増加傾向にあり、今後もさらに増加することが見込まれる。

そのような状況に対応していくためには、これまでの食料・生活用品を確保するための連携先を大事にしていくとともに、新たな連携先の開拓にも積極的に取り組まなければならないと考えている。